

川西町障害者活躍推進計画

令和2年3月

川 西 町

1. 総 則

(1) 機関名 川西町

(2) 任命権者 川西町長

(3) 計画の位置づけ

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7条の3第1項の規定に基づく障害者活躍推進計画

(4) 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

(5) 川西町における障害者雇用に関する現状

川西町においては、継続して障害者の採用活動に取り組んでおり、令和元年6月の障害者任免状況通報時においては、法定雇用率を上回る状況となっている。断続的な法定雇用率の達成に向け、更なる取組みが求められるとともに、障害のある職員が、その能力を最大限発揮し、いきいきと活躍できる働きやすい職場づくりを積極的に推進していくことが求められている。

(参考) 令和元年6月1日時点における川西町の実雇用率：3.95%

令和元年6月1日時点における国が定める実雇用率：2.5%

2. 目 標

(1) 雇用に関する目標及び評価方法

○ 目 標

各年度において当該年度6月1日時点の法定雇用率以上の雇用を行う。

○ 評価方法

毎年の障害者任免状況通報により把握・進捗管理する

(2) 定着に関する目標及び評価方法

○ 目 標

離職者をできる限り生じさせない。

○ 評価方法

毎年の障害者任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理

3. 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- 障害者である職員の相談窓口を整備する。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、速やかに選任するとともに、選任予定者が資格要件を満たさない場合、労働局が開催する公務部門向けの障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 障害者の採用を行う場合、以下の取扱いを行わない。
 - ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・ 介助者なしで業務が遂行可能といった条件を設定する。
 - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・ 特定の就労支援機関からの受入れのみを実施する。
- 障害者を雇用した場合、相談窓口への相談等により必要な配慮の有無を把握するとともに、対象者からの要望を考慮し、継続的に必要な措置を講じる。

4. その他

各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援・配慮に努める。